

東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱

平成 15 年 8 月 8 日 15 健安食第 1188 号健康局長決定
最終改正 令和 3 年 5 月 24 日 3 福保健食第 325 号食品医薬品安全担当部長決定

第一章 総則

第 1 目的

この要綱は、食品関係事業者等が自ら行う食品衛生管理について、一定の水準にあると認められる施設に認証を与えることにより、HACCP の考え方を取り入れた自主的衛生管理を推進し、衛生管理の不備に起因する食中毒等の未然防止に寄与することを目的とする。

第 2 定義

この要綱に用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 指定審査事業者とは、この要綱に基づく認証に係る審査等の事務及び自主的衛生管理段階的推進プログラム実施要綱（平成 26 年 6 月 24 日 25 福保健食第 2454 号福祉保健局長決定。以下「プログラム実施要綱」という。）に基づく確認に係る事務（以下「認証等の業務」という。）を行う事業者として、申請に基づき東京都知事（以下「知事」という。）が指定した法人をいう。
- (2) 食品関係事業者等とは、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「旧法」という。）第 52 条又は改正後の食品衛生法（以下「法」という。）第 55 条の規定により許可を受けた営業者、法第 57 条の規定により届出を行った者（改正法の附則第 8 条に基づく経過措置期間中の者を含む。）、食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和 2 年東京都条例第 71 号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和 28 年東京都条例第 111 号。以下「旧条例」という。）第 5 条の 3 の規定により許可を受けた製造業者等及び旧条例第 5 条の 6 の規定により届出を行った給食供給者をいう。
- (3) 施設とは、食品関係事業者等が、旧法第 52 条又は法第 55 条の規定により許可を受けた営業施設、法第 57 条の規定により届出を行った施設、旧条例第 5 条の 3 の規定により許可を受けた営業所及び旧条例第 5 条の 6 に基づき届出を行った施設をいう。
- (4) 本部とは、食品関係事業者等の施設における衛生管理を統括管理する組織をいう。
- (5) 認証とは、指定審査事業者又は知事が、食品関係事業者等からの申請に基づきこの要綱に定める審査を行い、その施設等に係る衛生管理に対して、この要綱に定める基準に合致する旨の証明を与えることをいう。

- (6) 本部認証とは、統一的な衛生管理を行う複数の施設に関する本部の統括管理システムに対する認証をいう。
- (7) 特別認証とは、知事がこの要綱に基づく認証と同等以上の衛生管理が担保されていると認めた第三者認証の仕組み（以下、「知事が認めた認証制度等」という。）で認証等を受けた食品関係業者等に対し、知事が行う認証をいう。

第3 責務及び役割

この要綱において、東京都（以下「都」という。）、指定審査事業者及び食品関係業者等の責務及び役割は、以下のとおりとする。

- (1) 都は、東京都食品衛生自主管理認証制度の適正な運用及びその普及に努めること。
- (2) 指定審査事業者及び知事は、公平、公正な認証業務を行い、審査の信頼性の確保に努めること。
- (3) 認証を受けた食品関係業者等は、認証基準を遵守するとともに、衛生管理の継続的な維持向上を図ること。また、都と協力して、認証を受けようとする食品関係業者等の衛生管理の取組を支援するよう努めること。

第二章 認証

第4 認証の対象

- 1 認証の対象は、別表第1に定める業種であって、都の区域内の施設とする。
- 2 都の区域外の施設であっても、別表第1の法に基づく業種であって、都の区域内に流通させる食品を製造又は加工する施設は認証の対象とする。
- 3 本部認証にあつては、本部による衛生管理の統括管理システム並びに当該システムの対象となる1及び2の施設とする。

第5 衛生管理のマニュアル化

- 1 認証の申請をする食品関係業者等は、認証を受けようとする施設が該当する別表第2の区分に応じて、次に掲げる基本的衛生管理及び衛生管理体制について、別表第3認証基準の第1共通基準及び第2特定基準に基づき、衛生管理の方法、記録の方法及び実施頻度等（以下、「衛生管理の方法等」という。）を、自ら定めなければならない。

(1) 基本的衛生管理

- ア 施設設備の衛生管理
- イ 機械器具類の衛生管理
- ウ 食品等の衛生的な取扱い
- エ 使用水の衛生管理
- オ 排水及び廃棄物の衛生管理
- カ ねずみ及び昆虫の駆除
- キ 従事者の衛生教育
- ク 従事者の衛生管理

ケ その他必要と認められる項目

(2) 衛生管理体制

食中毒等事故発生時の製品回収等の対応方法

- 2 本部認証の申請をする食品関係業者等は、1のほか、別表第3認証基準の第3組織管理基準に基づき、本部における衛生管理の方法等を、自ら定めなければならない。
- 3 認証の申請をする食品関係業者等は、1及び2により定めた衛生管理の方法等を記載した衛生管理マニュアルを作成し、保存しなければならない。
- 4 衛生管理マニュアルの内容は従事者等に周知しなければならない。
- 5 3の衛生管理マニュアルの作成にあたっては、それぞれの衛生管理内容ごとに、衛生管理の目的及び責任者を明確にすること。
- 6 3の衛生管理マニュアルは施設設備の変更、苦情、不適事項の発生状況及び取引先の変更等を踏まえ、必要に応じて更新すること。
- 7 認証を受けた食品関係業者等は、3の衛生管理マニュアルに基づく記録を、記録した時から1年以上保存しなければならない。

第6 認証の申請

認証の申請をする食品関係業者等は、別記第1号様式による申請書に、衛生管理マニュアル及びその副本、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の2第3項第1号に規定する衛生管理計画並びに食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（令和2年東京都規則第105号）による改正前の食品衛生法施行細則（昭和23年東京都規則第130号）第21条に規定する営業許可書の写し、旧条例第7条第2項に規定する営業許可書の写し、旧条例第5条の6第1項に規定する給食開始届の写しその他の別表第1の対象業種の施設であることを確認する書類（以下「営業許可書等の写し」という。）を添えて、指定審査事業者に提出しなければならない。

ただし、衛生管理計画については、令和2年5月31日までに認証の申請を行った食品関係業者等にあつては、令和3年5月31日までに指定審査事業者に提出することとする。

第7 認証の申請者及び申請者の欠格要件

- 1 認証の申請をすることができる者は、第4に係る食品関係業者等とする。
- 2 本部認証の申請にあつては、本部又は主たる事業所が都の区域内にある食品関係業者等とする。
- 3 1及び2にかかわらず、第15により認証を取り消され、その取消の日から1年を経過しない食品関係業者等は、第6の申請をすることができない。

第8 認証の更新の申請

- 1 認証を受けた食品関係業者等が認証の有効期間満了に際し引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間が満了する日の3か月前までに、別記第1号様式による申請書に、衛生管理マニュアル及びその副本並びに営業許可書等の写しを添えて、指定審査事業者に申請しなければならない。

- 2 1の申請であって、現に受けている認証に係る衛生管理マニュアルの内容に変更がない場合は、衛生管理マニュアルの添付は省略することができる。
- 3 認証の有効期間が満了する日が令和3年6月1日以降の認証を受けた食品関係業者等が希望する場合は、令和3年5月31日を認証の日とする更新の申請を行うことができる。

第9 認証の変更の申請

- 1 認証を受けた食品関係業者等が衛生管理マニュアルの内容を変更するときは、別記第1号様式による申請書に、内容を変更した衛生管理マニュアル及びその副本並びに認証書の写しを添えて、遅滞なく認証を行った指定審査事業者申請しなければならない。
- 2 1の申請であって、別表第2に定める認証区分に変更が無い範囲で別表第1に定める対象業種を変更又は追加する場合は、1に定める添付書類に加え、営業許可書等の写しも添付すること。

第10 申請事項の変更の届出

- 1 認証を受けた食品関係業者等は、以下の事項を変更したとき、又は法第56条の規定に係る地位の承継を行ったときは、別記第2号様式による届書に変更内容を確認できる書類（営業許可書等の写し、法人にあっては登記事項証明書等）、認証書を添えて、遅滞なく認証を行った指定審査事業者へ届け出なければならない。
 - (1) 認証を受けた食品関係業者等の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 認証を受けた食品関係業者等の氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名）
 - (3) 認証に係る本部又は施設の所在地
 - (4) 認証に係る施設の名称、屋号又は商号
 - (5) 給食施設で業務の委託が行われている場合は、その受託者氏名（法人にあっては、その名称）
- 2 本部認証を受けた食品関係業者等は、認証の対象となる施設を追加又は削除したときは、1にかかわらず、その旨を遅滞なく認証を行った指定審査事業者へ届け出なければならない。

第11 実地審査

- 1 第6、第8又は第9の申請をする食品関係業者等若しくは第10の1(3)の変更をする食品関係業者等は、衛生管理マニュアルの実施状況等について指定審査事業者の実地審査を受けなければならない。
- 2 本部認証における実地審査の方法は、別に定める。

第12 認証書の交付等

- 1 指定審査事業者は、第6、第8又は第9の申請を受け、第23の審査等により認証を決定した食品関係業者等に対し、別記第3号様式の認証書を交

付するものとする。

- 2 1の認証書の交付は、衛生管理マニュアルの副本を添えて行うものとする。
- 3 認証を受けた食品関係業者等が交付された認証書を紛失又はき損したときは、別記第4号様式の申請書により（き損した場合には、当該認証書を添付すること。）、遅滞なく当該認証を行った指定審査事業者に再交付の申請をしなければならない。
- 4 認証を行った指定審査事業者は、3により再交付の申請をした食品関係業者等に対し、認証書を再交付するものとする。
- 5 認証書の紛失により4の再交付を受けた食品関係業者等は、紛失した認証書を発見したときは、速やかに発見した認証書を当該認証を行った指定審査事業者に返納しなければならない。

第13 認証の有効期間等

- 1 第6に係る認証の日は、令和3年5月31日までとし、その有効期間は、認証の日から1年間とする。
- 2 第8に係る認証の日は、令和3年5月31日までとし、その有効期間は、初回の更新申請においては認証の日から3年間とし、2回目以降の更新申請においては令和7年3月31日までの間とする。
- 3 第9に係る認証の有効期間は、変更申請前の認証に係る有効期間とする。
- 4 第12の3に係る認証の有効期間は、当該認証に係る有効期間とする。

第14 認証書の掲示

認証を受けた食品関係業者等は、この要綱に基づき交付された認証書を、認証を受けた施設又は本部に掲示しなければならない。

第15 認証の取消し

- 1 指定審査事業者は、認証した食品関係業者等が次のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。
 - (1) 第6、第8及び第9の申請内容等に虚偽が判明したとき。
 - (2) 認証基準の不履行又は衛生管理の重大な不備が判明し、相当の期間を定めて、改善を求めてもなお改善されないとき。
 - (3) 認証を受けた食品関係業者等が認証に関する虚偽又は誇大な表示及び広告を行い、改善を求めてもなお改善されないとき。
- 2 指定審査事業者が1により認証を取り消すときは、当該食品関係業者等に別記第5号様式による認証取消書を交付するものとする。
- 3 認証を受けた食品関係業者等が法第60条に基づく不利益処分を受けた場合は、その旨を認証を行った指定審査事業者に届け出なければならない。
- 4 認証を受けた食品関係業者等が2により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を認証を行った指定審査事業者に返納しなければならない。

第16 認証の辞退等

認証を受けた食品関係業者等は、次のいずれかに該当する場合は、別

記第 6 号様式の届書に認証書を添えて、速やかに認証を行った指定審査事業者に届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
- (2) 認証を受けた施設を廃業又は廃止したとき。ただし、本部認証の場合は、認証対象となる全ての施設を廃業又は廃止したとき。

第 17 認証マーク等の使用

- 1 認証を受けた食品関係営業者等は、認証を受けたことを自ら広く都民に周知するため、認証マーク及び認証を受けた食品関係営業者等に関する愛称（以下「認証マーク等」という。）を使用することができる。
- 2 1 の認証マーク等の取扱いは、別に定める。

第三章 指定審査事業者

第 18 指定審査事業者の申請要件

指定審査事業者は、本要綱に定める認証に係る業務及びプログラム実施要綱に定める確認に係る業務の両業務に従事する法人とする。

第 19 指定審査事業者の指定及び申請等

- 1 知事が行う指定審査事業者の指定は、認証等の業務を行おうとする法人の申請により行う。
- 2 1 の指定を受けようとする法人は、別記第 7 号様式による申請書に、以下に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
 - (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 直近過去 3 年間についての次に掲げる書類
 - ア 損益計算書又は収支計算書
 - イ 事業年度末の貸借対照表
 - ウ 財産目録
 - (3) 次に掲げる事項を定めた認証に関する業務規程
 - ア 認証の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - イ 認証の業務を行う区域に関する事項
 - ウ 認証の業務の実施に要する費用（手数料）に関する事項
 - エ 認証の業務を行う組織に関する事項
 - オ 認証の業務に従事する者の配置、職務、倫理及び身分証に関する事項
 - カ 認証の業務（認証後の業務を含む。以下同じ。）の実施方法に関する事項
 - キ 認証の業務の公正な実施を確保するために必要な事項
 - ク 認証書の交付に関する事項
 - ケ 認証の業務の公表に関する事項
 - コ 指定の取消しを受けた際の、認証の業務の引継ぎに関する事項
 - サ アからコまでのほか、認証の業務に関し知事が必要と認める事項

- (4) 第 23 の審査及び判定を行う者（以下「審査員」という。）の氏名、略歴
 - (5) 役員の氏名及び役職名
 - (6) 現に行っている食品衛生及びその自主管理に関する業務の概要並びにその実績
 - (7) プログラム実施要綱第 12 に定めるもの
- 3 知事は、2 に定める書類の審査の結果、当該業務を行う十分な能力があり適正な運営ができると認めた法人には、別記第 8 号様式による指定書を交付する。
- 4 指定を受けた指定審査事業者は、3 により交付された指定書を認証等の業務を行う主たる部署（事業所）に掲示しなければならない。
- 5 指定を受けた指定審査事業者が、3 により交付された指定書を紛失又はき損したときは、別記第 9 号様式の申請書により（き損した場合には、当該指定書を添付すること。）、遅滞なく知事に再交付の申請をしなければならない。
- 6 知事は、5 により再交付の申請をした指定審査事業者に対し、指定書を再交付するものとする。
- 7 指定書の紛失により 6 の再交付を受けた指定審査事業者は、紛失した指定書を発見したときは、速やかに発見した指定書を知事に返納しなければならない。

第 20 認証の制限

- 1 指定審査事業者は、次のいずれかに該当する施設に係る認証を行うことはできない。
- (1) 指定審査事業者の発行済株式総数の過半数を保有している法人又は個人が営業している施設
 - (2) 法人の発行済株式総数の過半数を指定審査事業者が保有している場合の当該法人が営業している施設
 - (3) 指定審査事業者の役員が関与する施設
 - (4) 指定審査事業者が営業者となっている施設
 - (5) 指定審査事業者とフランチャイズ契約を結んでいる法人又は個人が営業している施設
- 2 指定審査事業者が外部の委員で構成される委員会を設置し、認証を受けようとする施設に係る審査結果についてその承認を得た場合は、1 にかかわらず、1 に掲げる施設の認証を行うことができる。

第 21 指定審査事業者の欠格要件

次のいずれかに該当する法人は、第 19 の指定審査事業者としての指定を受けることができない。

- (1) 第 32 により指定を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない法人
- (2) 第 32 による指定の取消しを受けた法人の役員で、その取消しの日から 1 年を経過しない者が役員となっている法人。ただし、当該業務を行わな

い役員及び取消しの日の 30 日前の日以前に役員であった者については、この限りではない。

第 22 指定審査事業者の名称等の変更の届出

- 1 指定審査事業者は、第 19 の 2 に規定する申請書の記載内容及び添付書類の内容に変更があったときは、別記第 10 号様式による届書に、変更内容を確認できる関係書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- 2 変更内容が名称に係るものであるときは、指定審査事業者は、1 に規定する書類に併せて、第 19 の 3 又は 6 により交付された指定書を添付するものとする。
- 3 知事は名称の変更の届出を受けたときは、当該届出を行った指定審査事業者に、変更後の名称を記載した指定書を交付するものとする。

第 23 認証の方法

- 1 指定審査事業者は、認証を行うときは、以下の方法に従い、審査員に認証のための審査及び結果の判定を行わせなければならない。
 - (1) 審査
 - ア 審査員は、食品関係営業者等から提出された衛生管理マニュアルの内容について、別表第 3 認証基準に基づき審査を行う。
 - イ 審査員は、アの審査を経たマニュアルに基づく衛生管理の履行について、認証を受けようとする施設の実地審査を行う。
 - (2) 結果の判定
 - (1)の審査結果に基づき、(1)のア及びイの審査を行った審査員並びに当該施設の審査及びコンサルタント業務（食品関係営業者等に対して、衛生管理に関する助言、指導を、業として行うこと。）に関与していない審査員から構成される判定会議の協議により、認証の適否について判定を行う。
- 2 (1)アにかかわらず、第 8 の 2 により衛生管理マニュアルの添付を省略した場合は、(1)アの審査を省略することができる。
- 3 指定審査事業者は、認証の申請をする食品関係営業者等が行う衛生管理の方法等について、代替手段又は適用除外の正当性を確認できる場合には、別表第 3 認証基準に適合した方法による衛生管理とみなすことができる。

第 24 再審査

- 1 指定審査事業者は、次のいずれかに該当する場合は、再審査を行うことができる。
 - (1) 第 23 の 1(1)に定める審査により、第 27 の 3 に定める技術上の指導の範囲を超えた改善が必要であると認められたとき。
 - (2) 第 23 の 1(2)に定める判定会議により、認証について否の判定がなされたとき。
- 2 指定審査事業者は、1 により再審査を行う必要がある場合は、遅滞なくその旨を当該認証を受けようとする食品関係営業者等に伝えなければならない。

ない。

第 25 審査員

- 1 審査員は、次のいずれかに該当する者のうちから、指定審査事業者が選任する。
 - (1) 法第 30 条に規定する食品衛生監視員の資格を有する者であって、食品衛生の実務に 5 年以上従事した経験を有する者
 - (2) 法第 48 条に規定する食品衛生管理者の資格を有する者であって、食品衛生の実務に 5 年以上従事した経験を有する者
 - (3) (1) 及び (2) のほか、知事が別に定める要件を満たす者
- 2 審査員は、第 48 に基づく講習会を受講しなければならない。

第 26 認証基準の履行状況の確認

指定審査事業者は、認証した施設において、別表第 3 認証基準に基づく衛生管理の履行状況の確認を原則として 1 年に 1 回以上行わなければならない。

第 27 立入り等

- 1 指定審査事業者は、認証に係る審査を行うために、認証の申請をした食品関係業者等から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証に係る施設及び本部等に立ち入ることができる。
- 2 審査員が審査の業務を行うときは、審査を受ける食品関係業者等に対し、指定審査事業者が発行する身分証を提示しなければならない。
- 3 指定審査事業者は、審査に関して、認証の申請をした食品関係業者等に対し、衛生管理マニュアルの内容及び施設の衛生管理に関して技術上の指導を行うことができる。

第 28 機密保持

審査員並びに指定審査事業者及びその職員は、認証の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 29 帳簿の備付け等

- 1 指定審査事業者は、認証の業務に関する以下の事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。
 - (1) 認証の申請をした食品関係業者等の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 認証に係る施設及び本部の所在地及び施設の名称、屋号又は商号
 - (3) 認証に係る施設の業種（別表第 1 に定める対象業種）及び認証区分（別表第 2 に定める認証区分）
 - (4) 給食施設で業務の委託が行われている場合は、その受託者氏名（法人にあつては、その名称）
 - (5) 認証の申請を受けた年月日
 - (6) 審査を行った年月日

- (7) 認証の可否を決定した年月日
 - (8) (7)の決定の結果
 - (9) 認証に従事した者の氏名
- 2 1の帳簿は、認証の有効期間が満了した日から3年間、保存しなければならない。

第30 書類の保存

- 1 指定審査事業者は、第29に定めるもののほか、申請書及びその添付書類並びに審査及び判定に関する報告書類を保存しなければならない。
- 2 1の書類は、認証の有効期間が満了した日から3年間、保存しなければならない。

第31 認証機関に係る業務の廃止の届出

指定審査事業者は、認証等の業務を廃止しようとするときは、別記第11号様式による届書に指定書を添えて、知事に届け出なければならない。

第32 指定審査事業者の指定の取消し

- 1 知事は、指定審査事業者が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行う。
- (1) 第31の認証業務の廃止の届出があったとき。
 - (2) 食品関係営業者等に対する認証に係る審査の公平性、公正性が著しく損なわれたと認めたとき。
 - (3) 第46の報告の徴収若しくは監査等を正当な理由なく拒んだとき又は虚偽の報告を行ったとき。
 - (4) 第47の命令を正当な理由なく拒んだとき。
 - (5) 不正な手段で指定を受けたとき。
 - (6) プログラム実施要綱第18で定める取消要件に該当したとき。
 - (7) (1)から(6)までのほか、指定審査事業者の業務が適切に行われなかったとき。
- 2 1に基づいて指定審査事業者の指定の取消しを行うときは、別記第12号様式による指定取消書を交付するものとする。
- 3 指定審査事業者が1により指定を取り消されたときは、速やかに指定書を知事に返納しなければならない。

第33 認証に係る業務の引継ぎ

- 1 指定審査事業者は、以下の場合において、認証に関する書類等を他の指定審査事業者に速やかに引き継がなければならない。
- (1) 第32に基づき指定を取り消されたとき。
 - (2) 認証した食品関係営業者等が別の指定審査事業者に第8に基づく認証の更新の申請をしたとき。
 - (3) その他認証を受けている食品関係営業者等が引継ぎを希望し、引継ぎ先の指定審査事業者が合意したとき。

- 2 認証業務の引継ぎを行うときは、あらかじめ、都と引継ぎ先について協議するものとする。
- 3 認証業務を引き継いだときには、以下について遅滞なく知事に報告しなければならない。
 - (1) 認証業務を引き継いだ指定審査事業者の名称及び所在地
 - (2) 引継ぎを行った認証に係る施設等の名称及び所在地の一覧

第 34 報告

- 1 指定審査事業者は、第 33 の 3 に定めるほか、第 6、第 8 及び第 9 に基づき食品関係営業者等を認証したときは、以下について遅滞なく知事に報告しなければならない。
 - (1) 認証した食品関係営業者等の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 認証した本部又は施設の所在地
 - (3) 認証した施設の名称、屋号又は商号
 - (4) 認証した業種(別表第 1 に定める対象業種)及び認証区分(別表第 2 に定める認証区分)
 - (5) 認証の年月日
 - (6) 更新又は変更の申請の場合は、その施設の初回の認証年月日
 - (7) 給食施設で業務の委託が行われている場合は、その受託者氏名(法人にあっては、その名称)
- 2 指定審査事業者は、第 10 に基づき変更の届出を受理したときは、変更内容を遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 3 指定審査事業者は、認証した食品関係営業者等の認証の取消しをしたとき、又は食品関係営業者等から認証の辞退等の申出があったときは、その旨を遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 4 指定審査事業者は、認証書及び認証マーク等の不正使用を発見したときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

第 35 食品関係営業者等への事前説明

指定審査事業者は、食品関係営業者等からの申請に基づき認証の業務を行うときは、食品関係営業者等に対し、以下について記載した書面を交付して、説明を行わなければならない。

- (1) 認証を受けようとする食品関係営業者等からの申請に基づき、審査の上、認証を決定すること。
- (2) 認証を受けた食品関係営業者等から更新又は変更の申請があったときは、審査の上、認証を決定すること。
- (3) 認証を受けた食品関係営業者等から認証書の再交付の申請があったときは、認証書を再交付すること。
- (4) 認証を受けた食品関係営業者等から認証の辞退等の届出があったときは、受理すること。
- (5) 審査に関して、認証の申請をした食品関係営業者等に、衛生管理マニユ

アルの内容及び施設の衛生管理に関し技術上の指導を行うことができること。

- (6) 審査の結果、技術上の指導の範囲を超えて改善が必要と認めるとき、又は判定の結果、当該認証申請に対して認証を否とする判定があったときは、再審査を行うことができること。
- (7) 認証を受けようとする食品関係業者等からの申請を受理したとき、認証を受けた食品関係業者等から更新又は変更の申請を受理したとき、認証書の再交付の申請を受理したとき及び再審査を行うときは、所定の手数料を徴収すること。
- (8) 認証した食品関係業者等が第 15 に該当する場合は、認証の取消しを行うことができること。
- (9) 認証に係る審査を行うために、認証の申請をした食品関係業者等から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証に係る本部及び施設等に立ち入ることができること。
- (10) 認証の有効期間中に、認証基準に基づいた衛生管理の履行状況の確認を行うこと。
- (11) 指定審査事業者の指定を取り消されたときは、他の指定審査事業者に認証の業務を引き継ぐこと。
- (12) 異議の申立てに関すること。
- (13) 機密保持に関すること。

第四章 特別認証

第 36 知事が認めた認証制度等

- 1 知事が認めた認証制度等は、この要綱に基づく認証と同等以上の衛生管理が担保されていることを審査の上、定めるものとする。
- 2 1 の審査の方法は、別に定める。

第 37 特別認証の対象

特別認証の対象は、知事が認めた認証制度等の認証等の範囲のうち、第 4 に定める施設等とする。

第 38 特別認証の申請及び申請事項の変更の届出

- 1 特別認証の申請をする食品関係業者等は、第 6 にかかわらず、別記第 1 号様式による申請書に、知事が認めた認証制度等の認証等を受けた証の写し及び営業許可書等の写しを添えて、知事に提出しなければならない。また、食品関係業者等が初めて特別認証の申請をした場合の認証を決定する日は、令和 3 年 5 月 31 日までとする。ただし、当該食品関係業者等が知事が認めた認証制度等の認証等の更新に伴い、引き続き、特別認証の申請をした場合は、この限りではない。
- 2 特別認証を受けた食品関係業者等は、1 の申請内容に変更があったとき

は、別記第 2 号様式による届書に知事が認めた認証制度等の認証等を受けた証の写しを添えて、知事に届け出なければならない。

第 39 特別認証の申請者及び申請者の欠格要件

- 1 特別認証の申請をすることができる者は、第 7 にかかわらず、第 4 に係る食品関係営業者等とする。
- 2 1 にかかわらず、第 42 により認証を取り消され、その取消の日から 1 年を経過しない食品関係営業者等は、第 38 の 1 の申請をすることができない。

第 40 特別認証に係る審査及び認証書の交付等

- 1 知事は、認証を行うときは、第 38 の 1 による申請内容を審査し、認証を決定する。
- 2 知事は、1 により認証を決定した食品関係営業者等に対し、別記第 3 号様式の認証書を交付するものとする。
- 3 特別認証を受けた食品関係営業者等が交付された 2 の認証書を紛失又はき損したときは、別記第 4 号様式の申請書により（き損した場合には、当該認証書を添付すること。）、遅滞なく知事に再交付の申請をしなければならない。
- 4 知事は、3 により再交付の申請をした食品関係営業者等に対し、認証書を再交付するものとする。
- 5 認証書の紛失により 4 の再交付を受けた食品関係営業者等は、紛失した認証書を発見したときは、速やかに発見した認証書を知事に返納しなければならない。

第 41 特別認証の有効期間

第 13 にかかわらず、知事が認めた認証制度等の認証等の有効期間であつて、令和 7 年 3 月 31 日を超えない範囲とする。

第 42 特別認証の取消し

- 1 知事は、認証した食品関係営業者等が次のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。
 - (1) 第 38 の申請内容等に虚偽が判明したとき。
 - (2) 衛生管理の重大な不備が判明し、相当の期間を定めて改善を求めてもなお改善されないとき。
 - (3) 特別認証を受けた食品関係営業者等が認証に関する虚偽の又は誇大な表示又は広告を行い、改善を求めてもなお改善されないとき。
 - (4) 知事が認めた認証制度等の認証等が一時停止又は取り消されたとき。
 - (5) 認証等を受けていた認証制度等が、この要綱に基づく認証と同等以上の衛生管理が担保されていると認められなくなったとき。
- 2 知事が 1 により認証を取り消すときは、当該食品関係営業者等に別記第 5 号様式による認証取消書を交付するものとする。

- 3 特別認証を受けた食品関係業者等が1(4)に該当した場合又は法第60条に基づく不利益処分を受けた場合は、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 特別認証を受けた食品関係業者等が2により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を知事に返納しなければならない。

第43 特別認証の辞退等

特別認証を受けた食品関係業者等は、次のいずれかに該当する場合は、別記第6号様式の届書に認証書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
- (2) 認証を受けた全ての施設を廃業又は廃止したとき。

第44 特別認証に係る認証書の掲示及び認証マーク等の使用

第14及び第17の規定は特別認証を受けた食品関係業者等にも準用する。

第45 特別認証に係る立入り等

- 1 知事は、認証に係る審査又は履行状況の確認を行うために、食品関係業者等に必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証に係る本部及び施設等に立ち入ることができる。
- 2 1による立入り等は、知事が職員のうちから命じた食品衛生監視員に行わせるものとする。
- 3 知事は、食品関係業者等に対し、認証に関する技術上の指導を行うことができる。

第五章 雑則

第46 報告の徴収、監査等

- 1 知事は、認証の業務の公平性、公正性を保ち、かつ、その適切な実施を確保するため、必要があると認めるときは、指定審査事業者に対し、認証の業務に係る必要な報告を求め、又は職員に、指定審査事業者の事務所へ立ち入りをさせ、認証の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を監査させ、若しくは関係者へ質問をさせることができる。
- 2 1の報告の徴収及び監査等に必要な事項は、別に定める。

第47 命令

知事は、認証の業務の公平性、公正性を保ち、かつ、その適切な実施を確保するため、必要があると認めるときは、指定審査事業者に対し、認証の業務に関し監督上必要な命令を行う。

第48 指定審査事業者の教育・育成

知事は、認証の業務の公平性、公正性を保ち、かつ適切な実施を確保するため、指定審査事業者の審査員その他の職員に対し、講習会等必要な教育及び人材の育成を行う。

第 49 指定審査事業者の公表

知事は、指定審査事業者の指定又は指定の取消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。

第 50 認証を受けた食品関係業者等の公表

知事は、認証を受けた食品関係業者等の名称等を公表するものとする。

第 51 その他

その他東京都食品衛生自主管理認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に平成 23 年 3 月 31 日付 22 福保健食第 2576 号福祉保健局長決定による改正前の東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき、指定審査事業者の指定を受けている者及び指定審査事業者から認証を受けている者（以下「認証事業者」という。）は、当該指定又は認証の有効期間（認証事業者にあっては、当該期間満了後、引き続き有効期間を更新した場合は、その 1 回

に限り更新後の期間を含む。)中に限り、それぞれこの要綱に基づく指定又は認証を受けたものとみなす。

3 この要綱の施行の日の前に行われた改正前の要綱第2章の規定に基づく認証に係る手続については、第2章の規定を適用する。ただし、当該手続を行った食品関係業者等が希望する場合は、改正前の要綱第2章の規定を適用することができる。この場合において、当該認証の更新については、改正前の要綱の規定を適用し、1回に限り認められるものとする。

4 この要綱の施行の日から1年間において、第2章に規定する手続を行おうとする食品関係業者等が希望する場合は、改正前の要綱第2章の規定を適用することができる。この場合において、当該認証の更新については、改正前の要綱の規定を適用し、1回に限り認められるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に平成25年9月17日付25福保健食第826号福祉保健局長決定による改正前の東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱の規定に基づき、指定審査事業者から認証を受けている者は、当該認証の有効期間及び当該期間満了後、引き続き有効期間を更新した場合はその1回に限り、更新後の期間この要綱に基づく認証を受けたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定に基づき指定審査事業者の指定を受けている者は、改正後の要綱の規定に関わらず、なお従前の例による。

3 改正前の要綱に基づき指定された指定審査事業者は、改正後の要綱第192(7)に規定する書類を提出することにより、本要綱に基づく指定を受けた法人とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

年 月 日

様

住 所

電話番号

フリガナ
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者〕

認証申請書（新規・更新・変更）

東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱の規定に基づいて、下記のとおり、
認証を申請します。

記

1 認証に係る施設の所在地

〔本部認証にあつては、本部及び施設の所在地^{※1}〕

2 認証に係る施設の名称、屋号又は商号

〔本部認証にあつては、本部の部署名及び施設の名称、屋号又は商号^{※1}〕

※1 施設の所在地及び名称等は対応させること。別添可。

3 認証を受ける業種及び認証区分

4 現に受けている認証の区分、認証年月日及び有効期間（更新及び変更の申請
のとき）

5 給食施設で業務の委託が行われている場合は、その受託者氏名（法人にあつ
ては、その名称）

添付書類：衛生管理マニュアル（正・副）^{※2}

衛生管理計画^{※2}

営業許可書等の写し（本部認証の場合はこれに代わるもの）

認証書の写し（変更申請の場合）^{※2}

※2特別認証の場合は省略可

知事が認めた認証制度等の認証書の写し等（特別認証の場合）

第2号様式（第10の1、第38の2関係）

年 月 日

様

住 所

電話番号

フリガナ
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者〕

申請事項の変更届

東京都食品衛生自主管理認証制度に基づく認証を受けた施設について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 認証に係る施設の所在地

〔本部認証にあつては、本部の所在地〕

2 認証に係る施設の名称、屋号又は商号

〔本部認証にあつては、本部の部署名〕

3 認証を受けた業種及び認証区分並びに認証年月日及び有効期間

4 変更内容

変更事項： 住所、氏名、認証に係る本部又は施設の所在地、
認証に係る施設の名称、屋号若しくは商号又は受託者氏名、

変更前：

変更後：

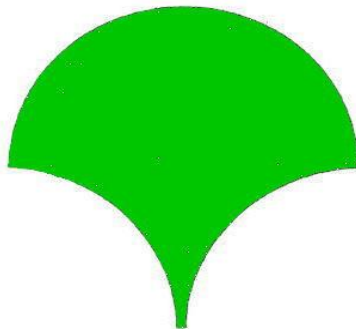
5 変更年月日

添付書類：変更内容を確認できる書類

（営業許可書等の写し、登記事項証明書、知事が認めた認証制度等の
認証書の写し等）

東京都食品衛生自主管理認証制度

認 証 書



申請者住所 _____

申請者氏名 _____ 様

あなたの施設は、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱の規定に基づく
審査の結果、認証基準に合致した衛生管理を履行していることを、認証します。

年 月 日

指定審査事業者

〔特別認証の場合は知事〕

認 証 の 対 象

施設等所在地 〔本部認証にあつては、本部及び施設の所在地※〕

施設等の名称、屋号又は商号 〔本部認証にあつては、本部の部署名及び施設の名称、屋号又は商号※〕

業 種

初回認証年月日
(特別認証の場合は省略)

認証の有効期間

知事が認めた認証制度等の種類
(特別認証の場合)

※施設の所在地及び名称等是对应させること。別添可。

年 月 日

様

住 所

電話番号

フリガナ
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者〕

認 証 書 再 交 付 申 請 書

下記の認証を受けた施設について、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱の規定に基づいて、認証書の再交付を申請します。

記

- 1 認証に係る施設の所在地
〔本部認証にあつては、本部の所在地〕
- 2 認証に係る施設の名称、屋号又は商号
〔本部認証にあつては、本部の部署名〕
- 3 認証を受けた業種及び認証区分並びに認証年月日及び有効期間
- 4 認証書再交付を申請する理由
認証書を紛失したため ・ 認証書をき損したため

添付書類：認証書をき損した場合はその認証書

年 月 日

様

指定審査事業者

〔特別認証の場合は知事〕

認 証 取 消 書

認証をした下記の施設について、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱の規定に基づいて、認証を取り消します。

記

- 1 認証に係る施設の所在地
〔本部認証にあつては、本部の所在地〕
- 2 認証に係る施設の名称、屋号又は商号
〔本部認証にあつては、本部の部署名〕
- 3 認証を受けた業種及び認証区分並びに認証年月日及び有効期間
- 4 認証を取り消した理由

年 月 日

様

住 所

電話番号

フリガナ
氏 名

法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者
の氏名

認 証 辞 退 届

認証を受けた下記の施設について、認証を辞退しますので、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱の規定に基づいて届け出ます。

記

- 1 認証に係る施設の所在地
〔本部認証にあつては、本部の所在地 〕
- 2 認証に係る施設の名称、屋号又は商号
〔本部認証にあつては、本部の部署名 〕
- 3 認証を受けた業種及び認証区分並びに認証年月日及び有効期間
- 4 認証を辞退する理由

添付書類：現に受けている認証書

第7号様式（第19の2関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

電話番号

法人の名称

代表者氏名

指定審査事業者の指定申請書

東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱第19の2の規定に基づいて、指定審査事業者の指定の申請をします。

記

- 1 認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地
- 2 認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称

添付書類

定款及び登記事項証明書

過去3年間の事業年度末の貸借対照表並びに損益計算書又は収支計算書及び財産目録

認証に関する規程

審査員の氏名及び略歴

役員の氏名及び役職名

現に行っている食品衛生及びその自主管理に関する業務の概要並びにその実績
自主的衛生管理段階的推進プログラム実施要綱第12に定めるもの

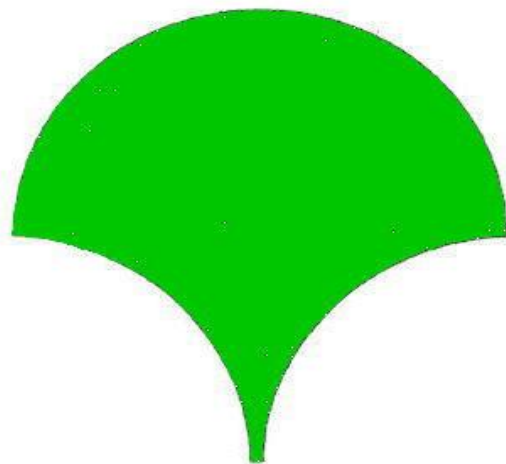
第8号様式（第19の3関係）

東京都食品衛生自主管理認証制度

自主的衛生管理段階的推進プログラム

指定審査事業者指定書

様



東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱第19の2に基づく申請について、関係書類等を審査した結果、指定審査事業者としての要件に合致していると認められましたので、指定します。

年 月 日

東京都知事

第9号様式（第19の5関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

電 話 番 号

法人の名称

代表者氏名

指 定 書 再 交 付 申 請 書

下記のとおり、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱第19の5の規定に基づいて、指定審査事業者指定書の再交付を申請します。

記

1 認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地

2 認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称

3 指定書再交付を申請する理由

指定書を紛失したため

指定書をき損したため

添付書類：指定書

（再交付の理由が指定書のき損である場合）

東京都知事 殿

住 所

電 話 番 号

法人の名称

代表者氏名

指定審査事業者名称等の変更届

下記のとおり、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱第19の2に基づく申請の内容に変更があつたので、同要綱第22の規定に基づいて届け出ます。

記

1 認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地

2 認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称

3 変更内容

変更事項：

変 更 前：

変 更 後：

4 変更年月日

添付書類：変更内容を確認できる書類

指定書（当該指定書に記載されている事業者の名称に変更があつた場合）

第 1 1 号様式（第 3 1 関係）

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

電 話 番 号

法人の名称

代表者氏名

認 証 等 の 業 務 の 廃 止 届

指定を受けた認証等の業務を廃止するので、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱第 3 1 の規定に基づいて届け出ます。

記

- 1 認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地
- 2 認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称
- 3 認証等の業務を廃止する理由

添付書類：現に受けている指定通知書

第12号様式（第32関係）

年 月 日

指定審査事業者 様

東京都知事

指 定 取 消 書

下記の指定を受けている指定審査事業者について、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱第32の規定に基づいて、指定を取り消します。

記

- 1 認証等の業務を行う部署（事業所等）の所在地
- 2 認証等の業務を行う部署（事業所等）の名称
- 3 指定を受けた年月日
- 4 指定を取り消した理由